

岡山市火薬類取締法 申請手続の手引き

岡山市消防局

目 次

第1章	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2章	製造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第3章	販売・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第4章	貯蔵・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第5章	譲渡・譲受・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
第6章	輸入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
第7章	消費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
第8章	廃棄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
第9章	書類の作成例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27

凡例

この手引きで用いた法令名の略称とその正式名称は、次のとおりです。

法・・・・・・・・火薬類取締法（昭和25年法律第149号）

令・・・・・・・・火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）

規則・・・・・・・・火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）

細則・・・・・・・・岡山市火薬類取締法施行細則（平成29年市規則第38号）

規程・・・・・・・・岡山市火薬類取締法事務処理規程（平成29年市消防訓令甲第7号）

制定・改正経緯

制定 平成29年3月29日（平成29年4月1日施行）岡消予第2279号通知

改正 平成29年11月22日（平成29年12月1日施行）岡消予第1878号通知

第1章 はじめに

第1節 はじめに

この手引きは、主に申請等をするときに必要な提出書類について示したものです。第9章に、いくつか書類の作成例を記載しているので参考にしてください。

第2節 申請書類に共通する注意点

1 申請者

- (1) 申請者は、個人である場合にはその者、法人である場合には代表権を有する者です。
- (2) 代表権のない者で申請する場合は、代表者から委任を受けた者であることが分かるよう、委任状を添付してください。
- (3) 個人の場合は、その者の住所及び氏名を記載し、その者の印を押印してください。
法人の場合は、本社の所在地、法人の名称及び代表権を有する者の氏名を記載し、代表者印を押印してください。

2 申請書等の提出

- (1) 提出前には、提出書類の記載事項及び添付書類が完備しており(提出書類は、現実に火薬類を取り扱う者が十分把握した上で作成してください。)、手数料額が適切であることを確認してください。
- (2) 提出部数は原則として2部ですが、場合により3部必要になります。提出書類と部数については、第2章以降の各章に掲載している提出書類の一覧表のとおりです。

3 手数料

- (1) 手数料は、現金により納付してください。
- (2) 細則第18条の許可申請等取下書を提出する場合でも、岡山市消防事務手数料条例(平成12年市条例第18号)第6条により手数料は還付できません。

4 提出先

- (1) 煙火の消費に係る書類は岡山市消防局各消防署予防係、それ以外の書類は岡山市消防局予防課危険物保安係に提出してください。
- (2) 煙火の消費許可の申請において、消費場所が岡山市内の複数の管轄にまたがる場合は、主たる消費地を管轄する消防署に提出してください。消費場所が吉備中央町の場合は、西消防署に提出してください。
また、煙火の消費場所が複数の消防本部をまたがる場合は、消防本部ごとに提出してください。
- (3) 煙火以外の消費許可の申請において、消費場所が岡山市と岡山市以外の市町村をまたがる場合は、主たる消費地を管轄する行政機関に提出してください。

5 岡山市へ提出対象となる範囲

対象となる範囲は、岡山市の行政区域内です。ただし、煙火の消費に係る書類のみ、消防

事務受託の「吉備中央町」も対象になります。（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年岡山県条例第51号。）によるものです。）

第2章 製造

第1節 提出書類

申請等の区分	提出書類	部数
1 製造営業の許可申請（法第3条）	(1) 火薬類製造営業許可申請書（規則様式第1） (2) 次に掲げる事項を記載した事業計画書 ア 製造の目的 イ 製造する火薬類の種類、用途、構造、薬量、成分の配合比及び一日の製造最大数量 ウ 製造施設の構造、位置（製造所外の保安物件及び製造所内の他の施設との位置関係）及び設備 エ 製造方法 オ 従業員の員数 カ 所要火薬類又はその原料の調達方法 キ 原料、半製品及び製品の貯蔵方法 ク 製造所付近見取図 (3) 危害予防計画書 (4) 保安教育計画予定書 (5) 定款の写し（法人の場合に限る。） (6) 法人の登記事項証明書（申請者が個人の場合は住民票の写し） (7) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条の地図若しくは地図に準ずる書面又は地積測量図 (8) その他審査に必要となる図面及び書類	3部
2 危害予防規程の認可又は変更の申請（法第28条第1項）	(1) 危害予防規程（変更）認可申請書（規則様式第2） (2) 危害予防規程（変更の場合は変更後のもの）	2部
3 危害予防規程の変更の届出（法第28条第2項）	(1) 危害予防規程変更届（規則様式第3） (2) 変更の概要を記載した書類	2部
4 製造施設等の変更の許可申請（法第10条第1項）	(1) 火薬類製造施設等変更許可申請書（規則様式第4） (2) 変更の概要を記載した書類	3部
5 製造施設又は火薬庫の軽微な変更の届出（法第10条第2項）	(1) 火薬類製造施設火薬庫軽微変更届（規則様式第5） (2) 変更の概要を記載した書類	2部
6 火薬庫の設置、移転又は変更の許可申請（法第12	(1) 火薬庫設置等許可申請書（規則様式第7） (2) 次の各号に掲げる事項を記載した火薬庫工事設計明細書 ア 火薬庫の位置	3部

条第1項)	イ 付近の状況 ウ 保安物件との距離 エ 火薬庫の構造及び設備 オ 貯蔵上の取扱い カ 年間貯蔵予定量 キ 火薬庫竣工予定時期 (3) 定款の写し(法人の場合に限る。) (4) 法人の登記事項証明書(申請者が個人の場合は住民票の写し)(2級火薬庫に係る申請の場合を除く。) (5) 不動産登記法第14条の地図若しくは地図に準ずる書面又は地積測量図 (6) 建築確認通知書の写し又は消防同意の写し(確認印、同意印が確認できるページのみでも可) (7) 変更の場合は、変更の概要を記載した書類 (8) その他審査に必要となる図面及び書類	
7 火薬庫の承継の届出(法第12条第2項)	(1) 火薬庫承継届(規則様式第8) (2) 火薬庫設置等許可書の写し (3) 火薬庫の完成検査証の写し及び直近の保安検査証の写し (4) 譲渡証明書(売買の場合に限る。) (5) 賃借証明書の写し又は賃借契約書の写し(占有権移転の場合に限る。)	2部
8 完成検査の申請(第15条第1項及び第2項)	完成検査申請書(規則様式第14)	2部
9 指定完成検査機関が行う完成検査を受検した旨の届出(法第15条第1項及び第2項)	指定完成検査機関完成検査受検届(規則様式第16)	2部
10 指定完成検査機関による完成検査の実施結果の報告(法第15条第3項)	完成検査結果報告書(規則様式第17)	2部
11 保安検査の申請(法第35条第1項)	保安検査申請書(規則様式第18)	2部
12 指定保安検査機関が行う保安検査を受検した旨の届出(法第35条第1項第1号)	指定保安検査機関保安検査受検届(規則様式第20)	2部
13 指定保安検査機関による保安検	保安検査結果報告書(規則様式第21)	2部

査の実施結果の報告（法第35条第3項）		
14 認定完成検査 実施者による完成 検査の実施記録の 届出（法第12条 第2項第2号）	(1) 完成検査記録届（規則様式第25） (2) 次の各号に掲げる事項を記載した検査の記録 ア 検査をした工事の内容 イ 製造施設又は火薬庫ごとの検査の方法、記録及びその結果	2部
15 認定保安検査 実施者による保安 検査の実施記録の 届出（法第35条 第1項第2号）	(1) 保安検査記録届（規則様式第26） (2) 次の各号に掲げる事項を記載した検査の記録 ア 検査をした特定施設又は火薬庫 イ 特定施設又は火薬庫ごとの検査の方法、記録及びその結果	2部
16 火薬庫の所有 又は占有の免除の 許可申請（法第1 3条ただし書）	(1) 火薬庫所有（占有）免除許可申請書（細則様式第4号） (2) 火薬庫を共有する場合 ア 火薬庫の共有に関する覚書の写し又は契約書の写し イ 火薬庫の保管場所を示す図面 ウ 火薬庫の平面図及び構造図 エ 火薬庫の使用方法を記載した書類 オ 火薬庫設置等許可書の写し及び直近の保安検査証の写し (3) 販売する火薬類を取り扱うことなく、特定の火薬類を特定の納入先の火薬庫へ直接納入する場合 ア 販売する火薬類を納入先の火薬庫に納入することについての承諾書 イ 納入先の火薬庫設置等許可書の写し及び直近の保安検査証の写し (4) 火薬庫外火薬類貯蔵場所のみに火薬類を貯蔵する場合 ア 火薬庫外火薬類貯蔵場所のみで販売営業が行える理由書 イ 火薬庫外火薬類貯蔵場所を示す図面 ウ 火薬庫外火薬類貯蔵場所の平面図及び構造図 エ 火薬庫外火薬類貯蔵場所指示書の写し (5) その他審査に必要となる図面及び書類	3部
17 製造営業又は 火薬庫の廃止の届 出（法第16条）	営業（火薬庫の用途）廃止届（細則様式第6号）	2部
18 保安教育計画 の認可又は変更の 申請（法第29条 第1項）	(1) 保安教育計画（変更）認可申請書（細則様式第7号） (2) 保安教育計画（変更の場合は変更後のもの）	2部
19 保安教育計画 を定めるべき者の 指定取消申請（規	保安教育計画者指定取消申請書（細則様式第8号）	2部

則第67条の7第4項)		
20 火薬類製造保安責任者等（副・代理者を含む。）又は火薬類取扱保安責任者等（副・代理者を含む。）の選任若しくは解任の届出（法第30条第3項及び第33条第2項）	(1) 火薬類製造（取扱）保安責任者選任（解任）届（細則様式第9号） (2) 火薬類保安手帳の写し (3) 履歴書	2部
21 特定施設又は火薬庫の休止の届出（規則第44条の2第2項ただし書）	(1) 特定施設（火薬庫）使用休止届（細則様式第10号） (2) 休止する特定施設又は火薬庫の位置及び範囲を明示した図面	2部
22 定期自主検査の計画又は変更の届出（法第35条の2第2項）	定期自主検査計画（変更）届（細則様式第11号）	2部
23 定期自主検査が終了した旨の報告（法第35条の2第3項）	(1) 定期自主検査終了報告書（細則様式第12号） (2) 必要に応じて、検査結果を記載した検査の記録	2部
24 安定度試験の結果の報告（法第36条第1項）	安定度試験結果報告書（細則様式第13号）	2部
25 事故報告（法第46条第2項）	(1) 事故報告書（細則様式第19号） (2) 事故の状況を記載した図面等	2部
26 製造の帳簿に係る年度報告（規則第81条の14の表の1の項）	火薬類製造年報（細則様式第20号）	2部
27 火薬類製造営業許可申請書等（事業計画書、定款の写しを含む。）の記載事項変更の報告（規則第81条の14の表の2の項）	記載事項等変更報告書（細則様式第21号）	2部
28 火薬庫の所有者又は占有者によ	第2章第1節の27と同じ。	2部

る、火薬庫設置等許可申請書等（火薬庫工事設計明細書を含む。）の記載事項変更の報告（規則第81条の14の表の9の項）		
29 火薬庫の帳簿に係る年度報告（規則第81条の14の表の8の項）	火薬庫出納年報（細則様式第23号）	2部
30 許可を受けた者による、火薬庫設置等許可申請書等（火薬庫工事設計明細書を含む。）の記載事項変更の届出（規則第81条の14の表の7の項）	記載事項等変更届（細則様式第26号）	2部
31 火薬類の所有権を取得した旨の届出（規則第81条の14の表の15の項）	火薬類所有権取得届（細則様式第27号）	2部
32 許可申請等の取下（細則第18条）	許可申請等取下書（細則様式第28号）	2部
33 許可の取消申請（細則第19条）	許可取消申請書（細則様式第29号）	2部
34 特定施設又は火薬庫の使用再開の届出（規程第24条第1項）	(1) 特定施設（火薬庫）使用再開届（規程様式第9号） (2) 使用再開する特定施設又は火薬庫の位置及び範囲を明示した図面	2部
35 火薬庫共有の廃止の届出（規程第36条第2項）	火薬庫共有廃止届（規程様式第15号）	2部

第2節 提出書類の注意点

1 製造営業の許可申請・変更の許可申請 事業計画書

- (1) 一日の製造最大数量は、施設の能力に見合っているか確認してください。
- (2) 従事者の員数は、最大製造数量に見合ったものであり保安上支障がないか確認してください。
- (3) 製造方法には、工程ごとの留意事項及びその防護措置等を併記してください。
- (4) 製造所付見取図には、製造所の位置、その付近の保安物件及び危険区域を記入してください。
- (5) 製造所の位置、構造及び設備を詳細に記した仕様書並びに図面を添付してください。

2 火薬類製造保安責任者等の選任又は解任の届出

提出時には、資格及び雇用関係について、手帳の写し等により説明してください。

製造保安責任者等及び火薬類の取扱作業に従事する者について、火薬類取締法に関する他の職務との兼務は保安上原則認められません。

3 完成検査の申請

製造施設の設置、移転又は製造施設の構造・設備の変更の工事が完成したときは、完成検査申請書を提出してください。

工事終了後に確認できない事項は、工事中の記録写真等を提出し、必要に応じて工事途中に中間検査を受けてください。施設の使用は、完成検査証の交付を受けた後でなければできません。

4 保安検査の申請

特定施設にあっては1年に1回、土堤、簡易土堤及び防爆壁にあっては3年に1回保安検査を受けてください。

前回の保安検査（保安検査を受けたことがない施設にあっては完成検査）から11月（土堤、簡易土堤及び防爆壁にあっては2年11月）を超えない日までに申請してください。

5 定期自主検査の届出

製造業者は、法第35条の2、規則第67条の8及び第67条の9により、1年に2回以上定期自主検査を行ってください。

規則第67条の10及び第67条の11により、検査前にその計画を届け出て、検査後に実施結果を報告してください。実施結果の報告には、必要に応じて、検査結果を記載した記録を添付してください。

6 安定度試験の結果の報告

法第36条第1項の規定による火薬類を所有する者は、安定度試験を実施し、その結果を報告してください。

7 特定施設又は火薬庫の使用再開の届出

特定施設又は火薬庫の使用を再開する場合は、特定施設（火薬庫）使用再開届（規程様式第9号）を届け出るようお願いします。

8 火薬庫の共有の廃止の届出

法第13条のただし書に規定する許可（第2章第1節16）を受けた者のうち、火薬庫の共有を廃止した者は、火薬庫共有廃止届（規程様式第15号）を届け出るようお願いします。

第3章 販売

第1節 提出書類

申請等の区分	提出書類	部数
1 火薬庫の軽微な変更の届出（法第10条第2項）	第2章第1節の5と同じ。	2部
2 販売営業の許可申請（法第5条）	(1) 火薬類販売営業許可申請書（規則様式第6） (2) 次に掲げる事項を記載した事業計画書 ア 火薬庫の位置、種類及び棟数（販売所平面図及び火薬庫図面） イ 付近の状況、保安距離（販売所付近見取図） ウ 構造設備の概要 エ 貯蔵すべき火薬類の種類及び最大数量 オ 年間取扱予定高 カ 主たる仕入れ先及び主たる販売先 キ 販売する火薬類を取り扱うことなく、特定の火薬類を特定の納入先の火薬庫へ直接納入する場合は、火薬類の種類ごとの納入先の名称及び住所 (3) 保安教育計画予定書 (4) 定款の写し（法人の場合に限る。） (5) 法人の登記事項証明書（申請者が個人の場合は住民票の写し） (6) 火災及び盗難防止体制を記載した書類 (7) その他審査に必要となる図面及び書類	3部
3 火薬庫の設置、移転又は変更の許可申請（法第12条第1項）	第2章第1節の6と同じ。	3部
4 火薬庫の承継の届出（法第12条第2項）	第2章第1節の7と同じ。	2部
5 完成検査の申請（第15条第1項及び第2項）	第2章第1節の8と同じ。	2部
6 指定完成検査機関が行う完成検査を受検した旨の届出（法第15条第1項及び第2項）	第2章第1節の9と同じ。	2部
7 指定完成検査機	第2章第1節の10と同じ。	2部

関による完成検査の実施結果の報告（法第15条第3項）		
8 保安検査の申請（法第35条第1項）	第2章第1節の11と同じ。	2部
9 指定保安検査機関が行う保安検査を受検した旨の届出（法第35条第1項第1号）	第2章第1節の12と同じ。	2部
10 指定保安検査機関による保安検査の実施結果の報告（法第35条第3項）	第2章第1節の13と同じ。	2部
11 認定完成検査実施者による完成検査の実施記録の届出（法第12条第2項第2号）	第2章第1節の14と同じ。	2部
12 認定保安検査実施者による保安検査の実施記録の届出（法第35条第1項第2号）	第2章第1節の15と同じ。	2部
13 火薬庫外火薬類貯蔵場所の指示願（細則第2条第1項）	(1) 火薬庫外火薬類貯蔵場所指示願（細則様式第1号） (2) 火薬庫外火薬類貯蔵場所付近見取図（保安物件との距離も記入） (3) 火薬庫外火薬類貯蔵場所の平面図及び構造図 (4) 火薬庫外火薬類貯蔵場所の位置、構造及び設備を記載した書類 (5) 自動警報装置又は警鳴装置の構造関係図 (6) その他審査に必要となる図面及び書類	2部
14 火薬庫外火薬類貯蔵場所の完成の届出（細則第2条第3項）	火薬庫外火薬類貯蔵場所完成届（細則様式第2号）	2部
15 火薬庫外火薬類貯蔵場所指示願の記載事項変更の届出（細則第3条第1項）	火薬庫外火薬類貯蔵場所指示願記載事項等変更届（細則様式第3号）	2部

16 火薬庫の所有又は占有の免除の許可申請（法第13条ただし書）	第2章第1節の16と同じ。	3部
17 火薬庫外火薬類貯蔵場所の廃止の届出（細則第5条第1項）	火薬庫外火薬類貯蔵場所用途廃止届（細則様式第5号）	2部
18 販売営業又は火薬庫の廃止の届出（法第16条）	第2章第1節の17と同じ。	2部
19 保安教育計画の認可又は変更の申請（法第29条第1項）	第2章第1節の18と同じ。	2部
20 保安教育計画を定めるべき者の指定取消申請（規則第67条の7第4項）	第2章第1節の19と同じ。	2部
21 火薬類取扱保安責任者等（副・代理者を含む。）の選任若しくは解任の届出（法第30条第3項及び第33条第2項）	第2章第1節の20と同じ。	2部
22 火薬庫の休止の届出（規則第44条の2第2項ただし書）	第2章第1節の21と同じ。	2部
23 定期自主検査の計画又は計画変更の届出（法第35条の2第2項）	第2章第1節の22と同じ。	2部
24 定期自主検査が終了した旨の報告（法第35条の2第3項）	第2章第1節の23と同じ。	2部
25 安定度試験の結果の報告（法第36条第1項）	第2章第1節の24と同じ。	2部
26 事故報告（法第46条第2項）	第2章第1節の25と同じ。	2部

27 火薬類販売営業許可申請書等（事業計画書、定款の写しを含む。）の記載事項変更の報告（規則第81条の14の表の5の項）	第2章第1節の27と同じ。	2部
28 火薬庫の所有者又は占有者による、火薬庫設置等許可申請書等（火薬庫工事設計明細書を含む。）の記載事項変更の報告（規則第81条の14の表の9の項）	第2章第1節の27と同じ。	2部
29 販売の帳簿に係る年度報告（規則第81条の14の表の4の項）	火薬類販売年報（細則様式第22号）	2部
30 火薬庫の帳簿に係る年度報告（規則第81条の14の表の8の項）	第2章第1節の29と同じ。	2部
31 許可を受けた者による、火薬庫設置等許可申請書等（火薬庫工事設計明細書を含む。）の記載事項変更の届出（規則第81条の14の表の7の項）	第2章第1節の30と同じ。	2部
32 火薬類の所有権を取得した旨の届出（規則第81条の14の表の15の項）	第2章第1節の31と同じ。	2部
33 許可申請等の取下（細則第18条）	第2章第1節の32と同じ。	2部

34 許可の取消申請（細 則第19条）	第2章第1節の33と同じ。	2部
35 火薬庫の使用再開の届出（規程第24条第1項）	第2章第1節の34と同じ。	2部
36 火薬庫共有の廃止の届出（規程第36条第2項）	第2章第1節の35と同じ。	2部

第2節 提出書類の注意点

1 販売営業の許可申請

販売する火薬類の種類は、法第2条定義の区分により、火薬、爆薬又は火工品（具体的名称）のどれにあたるか記入してください。

2 その他

第2章第2節を参照してください。

第4章 貯蔵

第1節 提出書類

申請等の区分	提出書類	部数
1 火薬庫の軽微な変更の届出（法第10条第2項）	第2章第1節の5と同じ。	2部
2 火薬庫の設置、移転又は変更の許可申請（法第12条第1項）	第2章第1節の6と同じ。	3部
3 火薬庫の承継の届出（法第12条第2項）	第2章第1節の7と同じ。	2部
4 完成検査の申請（第15条第1項及び第2項）	第2章第1節の8と同じ。	2部
5 指定完成検査機関が行う完成検査を受検した旨の届出（法第15条第1項及び第2項）	第2章第1節の9と同じ。	2部
6 指定完成検査機関による完成検査の実施結果の報告（法第15条第3項）	第2章第1節の10と同じ。	2部
7 保安検査の申請（法第35条第1項）	第2章第1節の11と同じ。	2部
8 指定保安検査機関が行う保安検査を受検した旨の届出（法第35条第1項第1号）	第2章第1節の12と同じ。	2部
9 指定保安検査機関による保安検査の実施結果の報告（法第35条第3項）	第2章第1節の13と同じ。	2部
10 認定完成検査	第2章第1節の14と同じ。	2部

実施者による完成 検査の実施記録の 届出（法第12条 第2項第2号）		
11 認定保安検査 実施者による保安 検査の実施記録の 届出（法第35条 第1項第2号）	第2章第1節の15と同じ。	2部
12 火薬庫外火薬 類貯蔵場所の指示 願（細則第2条第 1項）	第3章第1節の13と同じ。	2部
13 火薬庫外火薬 類貯蔵場所の完成 の届出（細則第2 条第3項）	第3章第1節の14と同じ。	2部
14 火薬庫外火薬 類貯蔵場所指示願 の記載事項変更の 届出（細則第3条 第1項）	第3章第1節の15と同じ。	2部
15 火薬庫の所有 又は占有の免除の 許可申請（法第1 3条ただし書）	第2章第1節の16と同じ。	3部
16 火薬庫外火薬 類貯蔵場所の廃止 の届出（細則第5 条第1項）	第3章第1節の17と同じ。	2部
17 火薬庫の廃止 の届出（法第16 条）	第2章第1節の17と同じ。	2部
18 火薬類取扱保 安責任者等（副・ 代理者を含む。） の選任若しくは解 任の届出（法第3 0条第3項及び第 33条第2項）	第2章第1節の20と同じ。	2部
19 火薬庫の休止 の届出（規則第4 4条の2第2項た だし書）	第2章第1節の21と同じ。	2部

20 定期自主検査の計画又は計画変更の届出（法第35条の2第2項）	第2章第1節の22と同じ。	2部
21 定期自主検査が終了した旨の報告（法第35条の2第3項）	第2章第1節の23と同じ。	2部
22 安定度試験の結果の報告（法第36条第1項）	第2章第1節の24と同じ。	2部
23 事故報告（法第46条第2項）	第2章第1節の25と同じ。	2部
24 火薬庫の所有者又は占有者による、火薬庫設置等許可申請書等（火薬庫工事設計明細書を含む。）の記載事項変更の報告（規則第81条の14の表の9の項）	第2章第1節の27と同じ。	2部
25 火薬庫の帳簿に係る年度報告（規則第81条の14の表の8の項）	第2章第1節の29と同じ。	2部
26 許可を受けた者による、火薬庫設置等許可申請書等（火薬庫工事設計明細書を含む。）の記載事項変更の届出（規則第81条の14の表の7の項）	第2章第1節の30と同じ。	2部
27 火薬類の所有権を取得した旨の届出（規則第81条の14の表の15の項）	第2章第1節の31と同じ。	2部
28 許可申請等の取下（細則第18	第2章第1節の32と同じ。	2部

条)		
29 許可の取消申請（細則第19条）	第2章第1節の33と同じ。	2部
30 火薬庫の使用再開の届出（規程第24条第1項）	第2章第1節の34と同じ。	2部
31 火薬庫共有の廃止の届出（規程第36条第2項）	第2章第1節の35と同じ。	2部

第2節 提出書類の注意点

1 火薬庫の承継の届出

火薬庫の譲渡又は引渡があった場合、譲受人又は引渡を受けた者は火薬庫の設置の許可を受けた者の地位を承継することとなります。この場合、新しい所有者は改めて火薬庫の設置の許可を申請する必要はなく、火薬庫承継届及び添付書類（第2章第1節の7参照）を提出してください。

2 火薬庫外火薬類貯蔵場所の指示願

(1) 火薬類販売業者（がん具煙火を除く。）の場合

- ア 申請者は、火薬類販売営業許可を受けている者です。
- イ 貯蔵場所は地番まで記入してください。
- ウ 貯蔵火薬類の種類及び最大貯蔵量は、規則第15条第1項の表の範囲（備考欄を含む。）です。
- エ 目的（貯蔵理由）は、火薬類の販売です。
- オ 自動警報装置又は警鳴装置の構造関係図には、設置場所及び配線のわかる図面も添付してください。

(2) 土木事業等火薬類消費者の場合

- ア 貯蔵の方法は、建築物に貯蔵する場合と、設備に収納して建築物に貯蔵する場合の2種類の方法があります。
- イ 申請者は、火薬類の譲受・消費許可を受けている者又は受けようとしている者です。
- ウ 目的（貯蔵理由）は具体的に記入してください。（例：消費計画の変更等により残火薬類が生じた場合、火薬庫が遠方にあるため火薬庫外貯蔵する。）

(3) がん具煙火の販売業者の場合

- ア 申請者は、がん具煙火販売業者です。
- イ 規則第15条第1項の表（6）（イ）の区分による場合は、自動消火設備の構造及び設置状況の分かる図面を添付してください。

(4) 法令事務又は事業に基づく者の場合

- ア 申請者は、警察官の実包等、法令に基づく事務又は事業のため火薬類を消費する者です。
- イ 目的（貯蔵理由）は、法令に基づく事務又は事業を具体的に記入してください。

3 その他

第2章第2節を参照してください。

第5章 譲渡・譲受

第1節 提出書類

申請等の区分	提出書類	部数
1 譲渡の許可申請 (法第17条第1項)	(1) 火薬類譲渡許可申請書(規則様式第9) (2) 相手方の火薬類製造営業許可書又は火薬類販売営業許可書の写し(譲渡の相手方が譲受許可を要する場合を除く。) (3) その他審査に必要となる図面及び書類	3部
2 譲受の許可申請 (法第17条第1項)	(1) 火薬類譲受許可申請書(規則様式第10) (2) 請負契約を示す書類(工事請負契約証明書の写し等) (3) 譲り受ける火薬類の貯蔵に関する書類 (4) 鉱物の採掘又は試掘のために、規則第37条に規定されている数量を超えて、火薬類を譲り受ける場合は、次の各号に掲げる書類 ア 施業案の認可書又は受理書の写し イ 着手届の受理書の写し ウ 譲り受けしようとする火薬類の積算書 (5) その他審査に必要となる図面及び書類	3部
3 譲渡又は譲受許可証の書換申請 (法第17条第7項)	(1) 火薬類譲渡譲受許可証書換申請書(規則様式第12) (2) 書換えを受けようとする許可証 (3) 変更内容を証明する書類	2部
4 譲渡又は譲受許可証の再交付申請 (法第17条第8項)	(1) 火薬類譲渡譲受許可証再交付申請書(規則様式第13) (2) 許可証(汚損による再交付の場合に限る。)	2部
5 事故報告(法第46条第2項)	第2章第1節の25と同じ。	2部
6 許可申請等の取下(細則第18条)	第2章第1節の32と同じ。	2部
7 許可の取消申請 (細則第19条)	第2章第1節の33と同じ。	2部
8 譲受・消費の許可申請(規則第90条の2)	第7章第1節の3と同じ。	3部

第2節 提出書類の注意点

1 譲渡の許可申請

- (1) 譲渡期間は、できるだけ実態に即した期間を記入してください。
- (2) 通常、譲渡の相手方は、火薬類販売業者又は製造業者であり、それ以外の場合は、相手

が譲受許可を受けた者であるか、許可の見込みがある者でなければなりません。

2 譲受の許可申請

- (1) 併せて消費の許可申請が必要か否か確認してください。(第7章参照)
- (2) 貯蔵する場所は、火薬類の種類及び数量等に見合った火薬庫又は火薬庫外火薬類貯蔵場所等です。

3 その他

第2章第2節を参照してください。